

東健廃第150-2号により静岡県知事より求められた平成23年3月10日付廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告をいたします。

平成23年6月20日

熱海市役所

1 熱海市日金町 [REDACTED]

[REDACTED] 解体工事については次のとおりです。

解体工事の発注者は [REDACTED] です。建物の所有者も [REDACTED] です。

解体工事代金の支払者及び受領者は自分の工事なので発生しない。

工事の請負契約書はありません。

建物を解体したのは [REDACTED] が行いました。[REDACTED] の乗用という形態だったの
で工事契約は結ばれていません。

当該地に残存する廃棄物の種類及び量は鉄くずとコンクリートがらがでした。

日金のガラは伊豆山に持っていました。

ガラの移動は [REDACTED] が行いました。

搬出量は現在伊豆山C工区にあるほぼ全部の量だと思って間違い無いです。

日金のガラを伊豆山に持っていた理由は、地元に工事箇所での分別を反対されたので、
伊豆山に持つていて分別するしかなかったのが理由です。

2 熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷） [REDACTED]

[REDACTED] 内廃棄物野積現場については次のとおりです。

C工区にガラ以外にコンテナや軽トラックがあります。

コンテナは [REDACTED] の現場事務所でした。 [REDACTED] に付

隣の小さいコンテナは重機の部品などが入っています。

コンテナが置いてある高さが元々の地盤面です。

コンテナを置いたのは今から6~7年前です。

入り口の竹や一般ゴミは二宮から持ってきたものです。

二宮のゴミは [REDACTED] の土地から出たものです。

二ノ宮から伊豆山までは [REDACTED] がダンプを用意し、 [REDACTED] も作業員をだ
して熱海の伊豆山に持ってきたものです。元々、 [REDACTED] の土地から出たゴミ
なので同社として了解し、持つてきました。

何度か県から指摘があったのでコンクリがら以外のものは何度か他に出した。

C工区のガラについては [REDACTED] が分別して処分してその後に泥の搬入をしてもいいと認

めました。

3 熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] (土砂搬入地) については次のとおりです。

現場の工事責任者は [REDACTED] さんです。

工事は今から3~4年前から始めました。

最初の契約では1台当たり [REDACTED] に払うという契約でした。

1台は約6m³入ります。

最初の半年から8ヶ月くらいは、[REDACTED]
くらいで多い時は [REDACTED] の搬入代を支払っていました。

どうも現場の話を聞くと、赤井谷には泥が何万リューベも入っているので [REDACTED] さんには
[REDACTED] 入っているようだという話を聞きました。

赤井谷で掘り出した木片は [REDACTED] ダンプで持ってきたものです。

[REDACTED] から木片を持ってきたのは [REDACTED] が自分で準備したダンプで持ってきました。

4 熱海市伊豆山字東谷 [REDACTED] 解体工事については次のとおりです。

[REDACTED] は [REDACTED] の持ち物です。

解体業者は秦野にある字は忘れましたが、[REDACTED] という会社です。

解体とごみ処理を契約して、着手金：[REDACTED]、解体：[REDACTED] を [REDACTED] に払いましたが、逃げられてしまいました。産廃は御殿場業者に頼みました。

業者が逃げた後は、自分で重機を乗って泥やらゴミを一箇所に集めました。

中の鉄くずの専門業者に頼んで持っていました。

野焼きは私が [REDACTED] に指示して浄化槽の糞尿の雑菌などをなくすために浄化槽は燃やしたのです。

私はそのとき実際現場にいました。

赤井谷 (土砂搬入地) の土を造成用に何台か運び入れています。

土の運び入れは私が指示して [REDACTED] が行いました。

一宅地分なので30台分くらいだったと思います。

[REDACTED] に他からごみを持ち込んだことは一切無いです。

以上事実に相違ありません。

申 立 人

住所

氏名

立会い者

職・氏名

上記の文に対する
私の18條項目とはす。

静岡県 廃棄物リサイクル課

不法投棄対策

不法投棄対策班

不法投棄対策班

不法投棄対策班

静岡県東部健康福祉センター廃棄物課